

答 申 書

(答申第24号)

平成21年12月14日

福井市情報公開審査会

答 申

(第24号)

第1 審査会の結論

異議申立人が行った「法定外公共物の売払い方法、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、市有地内の不法占拠物件に係る3者協議に関する書類」の公文書開示請求に対し、福井市長（以下「実施機関」という。）が公文書一部開示決定通知書（平成21年10月9日付け管第63号）で行った一部開示決定において非開示とした部分のうち、協議相手方企業名については開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が公文書一部開示決定通知書で異議申立人に対して行った公文書一部開示決定を取り消し、全部を開示するとの決定を求めるというものである。

2 異議申立理由の要旨

異議申立人が、異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張する異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 異議申立人は、地元住民であり、地元の法定外公共物の取扱いが公正かつ適法に行われているか確認する必要があるため。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が、審査会に提出した理由説明書及び審査会での陳述において述べている説明は、次のように要約される。

1 事実関係の経過について

平成21年9月28日に異議申立人が来庁し、公文書開示請求が提出される。その後、平成21年10月9日付けの公文書一部開示決定に対し、異議申立人から平成21年10月16日に公文書開示異議申立書が提出された。

また同日、同公文書に対して異議申立人から個人情報開示請求も提出され、平成21年10月28日付けで、本人氏名及び親族（死亡）情報を非開示部分から除き、個人情報一部開示決定を行った。

2 非開示決定の理由

開示請求に係る公文書中、非開示とした部分については、いずれも個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより当該個人の権利利益を害す

るおそれがあるものを含んでいると認められるため、福井市情報公開条例（平成8年福井市条例第29号。以下「条例」という。）第7条第2号本文に規定する非開示情報に該当し、また、同号のただし書にも該当しないと判断し、公文書一部開示決定を行った。

第4 審査会の判断

審査会は、異議申立てに係る公文書の内容と申立人及び実施機関の主張を審査した結果、以下のように判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「法定外公共物の売払い方法、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、市有地内の不法占拠物件に係る3者協議に関する書類」であり、売払いについての経緯、寄付者に関する情報、協議相手先への通知、当該関連条例等から構成されている。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、個人に関する情報が含まれる情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示情報として規定している。

また、条例第7条第2号ただし書は、「ア 法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する公文書は、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

これを本件対象公文書について検討すると、「売払いについての経緯」に係る公文書において非開示とされた部分は個人氏名、「寄付者に関する情報」に係る公文書において非開示とされた部分は、個人氏名、寄付面積、寄付筆数、売払希望面積、売払筆数、売払予定価格及び差額であり、いずれも特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、いずれも条例第7条第2号本文に該当し、また、同号ただし書には該当しないと認められる。

一方「協議相手先への通知」に係る公文書において非開示とされた部分は、協議相手方の個人氏名及び企業名であり、当該企業名については、条例第7条第2号本文には該当せず、また、条例第7条第3号本文の非開示情報（法人等の事業活動に関する情報）にも該当しないため、開示すべきであると判断する。

3 結論

以上のことから、実施機関が非開示とした部分のうち、前記2において条例第7条第2号本文に該当しないとした協議相手方企業名は、開示すべきであり、その他の部分については非開示が妥当である。

よって、当審査会は、頭書のごとく結論する。

平成21年12月14日

福井市情報公開審査会

会長 海道 宏 実

【 審 査 会 の 経 過 】

年月日	審査の経過
平成 21 年 10 月 28 日	諮問書受理（実施機関 福井市長）
平成 21 年 11 月 27 日	審議（異議申立人意見陳述及び実施機関意見陳述）
平成 21 年 12 月 14 日	答申

【福井市情報公開審査会委員】

氏 名	備 考
泉 幸 枝	
大 村 順 一	
奥 村 祥 子	会長職務代理者
海 道 宏 実	会長
村 上 千 夏 子	

（氏名は 50 音順）